

令和6年度 高崎市生殖補助医療にかかる費用助成のご案内

高崎市では、生殖補助医療（以前の特定不妊治療）を行う方を対象に、保険診療及び保険外診療の治療にかかる費用の一部を助成する『高崎市生殖補助医療費助成事業』を実施します。

1 助成対象となる方（次の要件全てを満たす方が対象です。）

次に掲げる①～④全ての要件に該当し、産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜し、生殖補助医療管理料の施設基準に係る届出を行った保険医療機関において、生殖補助医療を受けた夫婦が対象となります。

- ① 治療開始時点で法律上の婚姻関係にある夫婦であること（事実婚を含む）
- ② 申請日において、夫婦の双方又はいずれか一方が高崎市に住民票があること
- ③ 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること
- ④ 医療保険各法における被保険者、組合員又は被扶養者であること

2 助成対象となる治療（対象外については 7よくある質問 Q1、対象については Q2をご覧ください）

◆生殖補助医療（体外受精又は顕微授精）

1回の治療は、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精後の妊娠の有無の確認検査（妊娠に至った場合には胎嚢の確認日）までを指します。助成の対象は採卵準備の投薬、採卵、受精、胚移植（新鮮胚・凍結胚）、妊娠判定までの治療に係る費用で、保険診療及び保険外診療（先進医療は先進Aのみ）で治療したものです。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により得られた受精胚による凍結胚移植も1回の治療とします。

◆男性不妊治療

生殖補助医療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するために行った手術（精子凍結を含む）で、生殖補助医療の治療終了日の属する年度又はその前年度に行われた手術が対象です。

生殖補助医療に至る過程の一環としての治療のため、男性不妊治療のみでは申請できませんが、主治医の判断により採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態のよい精子が得られないため治療を終了した場合に限り、男性不妊治療のみでも申請が可能です。

3 助成額等

◆生殖補助医療（体外受精又は顕微授精）

- (1) 申請は治療ステージに関わらず、治療終了日が早い順に受け付けます。
- (2) 以前の制度で申請されている場合や他自治体（都道府県、指定都市、中核市）で受けた助成（生殖補助医療及び胚移植による妊孕性温存治療費等助成）も含めて、通算の回数になります。
- (3) 助成申請の回数制限及び年齢制限（夫・妻）はありません。
- (4) 助成を受けた後に出産した場合は、回数をリセットすることができます。なお、リセットは、自然妊娠や自費による不妊治療での出産と妊娠12週以降の死産を含みます。（7よくある質問 Q3をご覧ください）
- (5) 不育症治療費等助成事業及び妊孕性温存治療費等助成事業、初回産科受診料助成金と重複して申請はできません。

治療ステージ	今回のお子様に対して初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	申請回数 (お子様一人あたり)	1回の治療あたりの助成上限額 (上限に満たない場合は治療にかかった費用)
A・B・D・E	40歳未満	1～6回目	300,000円
	40歳以上	1～3回目	300,000円
		4～6回目	150,000円
	全年齢	7回目以降	100,000円
C・F	全年齢	1～3回目	125,000円
		4～6回目	100,000円
		7回目以降	50,000円

◆男性不妊治療

1回につき上限30万円まで助成します。（治療ステージCの治療を除く。）

◆保険診療の方

医療機関等の窓口で高額なお支払いが見込まれる場合には、限度額適用認定証の利用を推奨します。ご利用については、お持ちの被保険者証に記載の保険者へお問い合わせください。

◆交通費（申請1回につき）

県内医療機関 2,000円 県外医療機関 10,000円

4 申請に必要な書類

申請書等の様式は、高崎市ホームページからダウンロードできます。

<p><必要書類> ①～⑥の書類は、どなたでも必要な書類です。</p> <p>① 高崎市生殖補助医療費助成事業申請書（様式第1号）</p> <p>② 高崎市生殖補助医療費助成事業受診等証明書（様式第2号） ※1</p> <p>③ 市指定の請求書（郵便番号、住所、申請者氏名、電話番号、振込先を記入）</p> <p>④ 領収書及び診療等内容がわかる明細書の原本とコピーの両方 ※2</p> <p>⑤ 振込口座（夫婦の一方）の通帳又はキャッシュカードのコピー ※3</p> <p>⑥ 健康保険証の表面コピー（夫婦それぞれのもの）（被保険者記号番号と保険者番号を付箋等で見えないようにしてコピーしてください。） ※6</p> <p>*さらに 下に該当する場合は、右欄の書類で○印のあるものも揃えてご持参ください。（2）～（5）に該当する場合は申請の都度必要です。</p>		戸籍謄本・戸籍全部事項証明（婚姻と出産したお子様が妻子である確認のため）発行から1か月以内のもの（原本） ※7	市外の方の住民票（マイナンバー記載のないもの）発行から1か月以内のもの（原本）	死産届等のコピー ※5	事実婚関係に関する申立書（様式第4号）	受診等証明書（男性不妊治療 手術用） （様式第3号） ※1
対象者の状況	(1) 令和6年4月以降に初めて申請する場合（以前、申請したことがある方も年度内に必ず1回提出）	○				
	(2) 夫婦の住民票が違う又は同一世帯でない場合（双方とも高崎市内）	○				
	(3) 夫婦の一方が高崎市以外に住民票がある場合	○	○			
	(4) 事実婚で二人とも高崎市内に住民票がある場合（同居別居不問）	各自○			○	
	(5) 事実婚で一方が高崎市以外に住民票がある場合	各自○	○		○	
	(6) 助成制度利用後に妻が出産したお子様がいる場合 ※4	○				
	(7) 助成制度利用後に妊娠12週以降の死産をした場合 ※4			○		
	(8) 男性不妊治療のみを申請する場合				○	

※1 証明書（様式第2号・様式第3号）は医療機関に記入してもらい、原本を提出してください。なお、証明書の作成に日数を要する場合がありますので、医療機関にご確認いただき、申請期限に間に合うようご依頼ください。

※2 申請に係る全ての領収書及び診療等内容がわかる明細書を対になるよう横に並べて日付順にコピーしてください。受診等証明書（様式第2号・様式第3号）の治療期間と領収金額が一致するもので、院外処方による調剤薬局分も含みます。（7よくある質問 Q7をご覧ください）
 原本は、受付手続き後に押印し返却します。

※3 通帳の表紙裏ページなど、金融機関名、支店名、店番号、口座番号、口座名義人がわかるものをコピーしてください。（ネットバンキングの場合は画面コピーも可）

※4 助成回数リセットを希望する場合のみ必要となります。（7よくある質問 Q3をご覧ください）

※5 死産届等のコピーとは、死産届や母子健康手帳の「出産の状態」ページ、死産証書、死胎検案書等のコピーです。

※6 マイナンバーカードの場合は「マイナポータルアプリ」からログインし、ホーム画面で「健康保険証」を選択すると資格情報が表示されます。フリガナ以下から保険者名まで確認できるように、画面を印刷し提出してください。

※7 外国籍の方は在留カード（表裏）のコピーを提出してください。また、夫婦ともに外国籍の方で、公的な婚姻証明書等の続柄がわかるものがある場合には、そのコピーも提出してください。

5 申請期限

◆治療終了月の3か月後の月の末日（末日が土日祝日などの閉庁日の場合には前日）

治療終了月とは、受診等証明書の治療期間の最終日の月です。1回の治療終了ごとに申請期限が発生します。

やむを得ず期限までに申請ができない場合は、必ず申請期限内に下記へ電話連絡をしてください。

申請期限を過ぎてからの連絡や申請は受け付けられませんので、ご注意ください。

6 申請方法

高崎市保健所健康課（高崎市総合保健センター4階）又は各地域の保健センターへ申請に必要な書類をご確認のうえ、お持ちください。

<問合せ先>

高崎市保健所 健康課母子保健担当 電話 027-381-6113

最新の情報は、高崎市ホームページをご確認ください。 → → →



7 よくある質問 (Q&A)

治療について

Q1 助成の対象外となるものはどのようなものですか？

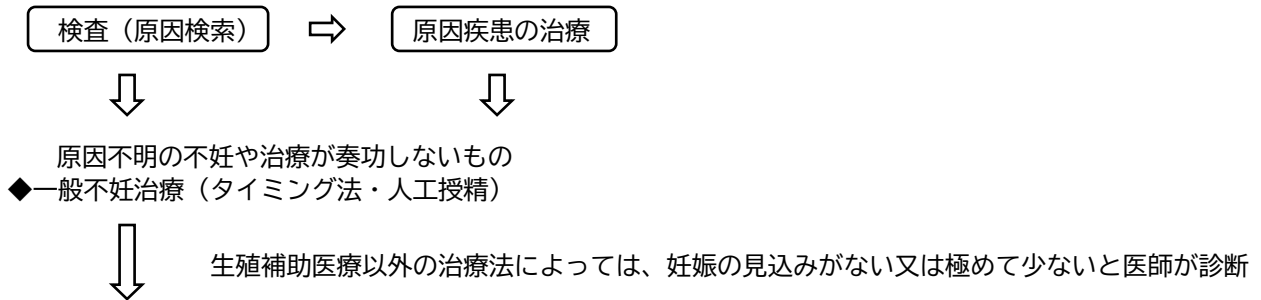
A1 対象外となる主なものは次のとおりです。

- (1) 卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止した場合
- (2) 予防接種やがん検診、治療開始前や生殖補助医療に関わらない検査料（不妊の原因を見つける検査、貧血検査、梅毒などの性感染症検査、B型肝炎検査料など）、原因疾患の治療、サプリメント、証明書等文書作成料、郵送料、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料や保管料、治療に係る入院費・食事代、男性不妊治療以外の夫の治療費
- (3) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療及び代理懐胎によるもの

Q2 生殖補助医療の治療ステージと助成対象範囲はどのようなものですか？

A2 下図のとおりです。

不妊治療の流れ（一例）



◆生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊の手術）・・・この部分に対する助成事業です

助成対象範囲	治療内容												妊娠の有無の確認 ※ (胚移植の概ね2週間後)
	採卵まで			採卵 (夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植					1		
平均所要日数		薬品投与(点滴・点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)			採卵	新鮮胚移植 胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	凍結胚移植		1	
	14	10	1	1	2~5	1	10		7~10	1	10	1	
助成対象	A	新鮮胚移植を実施											
	B	凍結胚移植を実施											
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
	E	受精できず 又は胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止											
	F	採卵したが卵が得られない 又は状態のよい卵が得られないため中止											
対象外	G	卵胞が発育しない又は排卵終了のため中止											
	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止											

※妊娠に至った場合には、胎嚢の確認日までを治療期間とします。

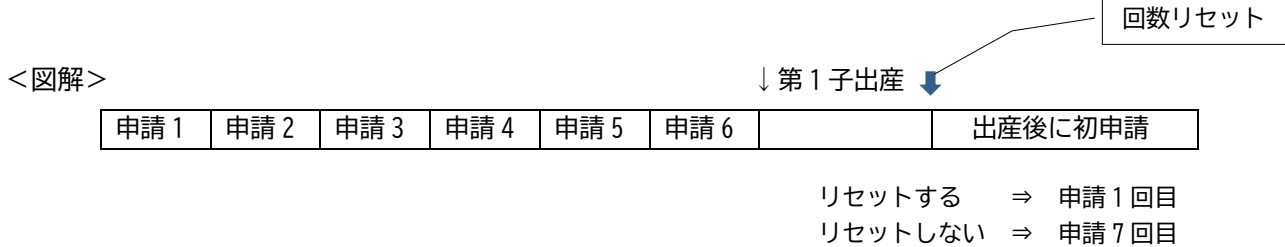
- ・保険外診療の先進医療は、先進Aのみが対象です。
- ・Bは、採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を行った場合です。(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために間隔をあげた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療)
- ・医師の判断により、治療が中止となった場合にも助成の対象となります。(D、E、F)
- ・G及びHの採卵に至らない場合は、助成の対象外です。
- ・ご自身の治療ステージについて不明な点は、主治医にご確認ください。

回数について

Q3 過去に生殖補助医療（以前の特定不妊治療）助成を6回受けて第1子を出産し、次の出産に向けて生殖補助医療を予定しています。助成回数はどのようになりますか？

A3 過去に助成を受け、その後出産（自然妊娠や自費による不妊治療による出産も含む）した場合、出産等の後に初めて生殖補助医療費の助成申請する際に、回数のリセットができます。リセットを検討する機会は、この1回のみです。質問では過去に6回助成を受けているので、助成上限額から回数リセットを推奨します。

リセット後のお子様1人に対する助成回数と助成額は、**3 助成額等**の表のとおりです。



申請について

Q4 生殖補助医療治療後に一般不妊治療を受けた場合は、両方助成申請できますか？

A4 できません。

生殖補助医療費助成の対象は、「生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること」が必要条件になります。生殖補助医療の治療をした場合は、その時点で一般不妊治療の助成対象期間は終了となります。

Q5 治療期間の明細書を一部紛失してしまいました。助成申請はできますか？

A5 できます。

治療期間内の領収書と明細書の原本、コピーの両方が揃っていないと助成の対象になりませんが、紛失した日以外の揃っている日だけでも申請は可能ですので、申請時に紛失した書類についてお伝えください。

Q6 保健センターにコピー機はありますか？

A6 高崎市保健所及び各地域の保健センターにはご利用いただけるコピー機がありません。必要書類に不足がないことを確認してからお出掛けください。

Q7 領収書や診療等内容がわかる明細書（以下明細書）のコピーは、どのようなものでも良いですか？

A7 領収書及び明細書のコピーは、以下の項目に則して提出してください。

- (1) コピー用紙は、A4サイズでお願いします。
- (2) 領収書及び明細書は、対になるものを横に並べて日付順にコピーしてください。
- (3) コピーの枚数が少なくなるよう、縮小（倍率70%程度）や両面コピーでもかまいませんが、日付や金額、内容が不明瞭な場合は受け付けできませんので、申請前にご確認ください。
- (4) 受診等証明書（様式第2・様式第3）の治療期間にかかる全ての領収書及び明細書（院外処方による調剤薬局分を含む）をコピーしてください。領収書及び明細書の内容を審査するため、領収金額が0円や返金によるマイナスのものでもコピーが必要です。

年齢の上昇等に伴い、妊娠・出産は様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなることが医学的に明らかになっています。高崎市は、助成申請の回数や年齢の制限を設けませんが、母体の身体的・精神的負担の軽減やより安心・安全な妊娠・出産という観点から、主治医とよく相談の上、治療を行うようにしてください。

群馬県不妊・不育専門相談センターのご案内（予約制）

【内 容】産婦人科医による不妊・不育症に関する検査・治療方法や治療への不安、家族関係などの相談

【相 談 日】毎月 第2・第4水曜日 午後2時～午後4時（祝日・年末年始を除く）

【場 所】群馬県不妊・不育専門相談センター（前橋市）群馬大学医学部附属病院

【申込方法】電話027-220-8425

（月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時受付）